

毒物劇物取扱責任者の資格とは

(東京都福祉保健局 HP より抜粋)

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kenkou/iyaku/sonota/d_g/shikaku/index.htm

1

毒物及び劇物取締法に基づき、毒物又は劇物を取り扱う場合には、国又は各都道府県の登録、許可、届出が必要です。毒物又は劇物の製造業、輸入業又は販売業には専任の「毒物劇物取扱責任者」を置き、毒物又は劇物による保健衛生上の危害の防止に当たらせなければなりません。

「毒物劇物取扱責任者」の資格は

毒物及び劇物取締法第8条に定める毒物劇物取扱者の資格は次のとおりです。

いずれかに該当する方は毒物劇物取扱責任者の資格があります。

- 1 薬剤師
- 2 厚生省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者
- 3 各都道府県で実施する試験に合格した者・東京都の毒劇物取扱者試験

当学科（環境教育学科）が平成26年度より改訂するカリキュラムは上記2.の「応用化学に関する学課を修了した者」に該当します。

学校教育法第52条に規定する大学(同法第69条の2に規定する短期大学を含む。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校で応用化学に関する学課を修了した者であることを卒業証明書等で確認する。応用化学に関する学課とは次の学部、学科とする。

ア 薬学部

イ 理学部、理工学部又は教育学部の化学科、理学科、生物化学科等

ウ 農学部、水産学部又は畜産学部の農業化学科、農芸化学科、農産化学科、園芸化学科、水産化学科、生物化学工学科、畜産化学科、食品化学科等

エ 工学部の応用化学科、工業化学科、化学工学科、合成化学科、合成化学工学科、応用電気化学科、化学有機工学科、燃料化学科、高分子化学科、染色化学工学科等

オ 化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中28単位以上又は50%以上である学科

ここで化学に関する科目とは、次の分野に関する講義、実験及び演習とする。

工業化学、無機化学、有機化学、化学工学、化学装置、化学工場、化学工業、化学反応、分析化学、物理化学、電気化学、色染化学、放射化学、医化学、生化学、バイオ化学、微生物化学、農業化学、食品化学、食品応用化学、水産化学、化学工業安全、化学システム技術、環境化学、生活環境化学、生活化学、生活化学基礎、素材化学、材料化学、高分子化学、地球環境化学等

【注:化学に関する科目に該当しない科目】

工業基礎、工業数理、電子基礎、情報（技術）基礎、工業管理技術、情報科学、電子回路、電気基礎、環境工学、環境保全、材料技術基礎、高分子材料、高分子加工、高分子基礎、繊維製品、染色技術、生物工学（基礎）、バイオ技術、工業化学等製図、工業技術基礎、課題研究等

注釈：工業技術基礎及び課題研究については、応用化学に関する学課を修了したしたことを証する書類において、科目名に「（化学）」等の字句が明示されて証明してあるものに限り、化学に関する科目として該当するものとします。（例:工業技術基礎（化学）、課題研究（化学））

すなわち、上記の「オ 化学に関する授業科目の単位数が必修科目の単位中 28 単位以上又は 50%以上である学科」に環境教育学科のカリキュラムは合致するので、卒業後申請することが可能となります。

「毒物劇物取扱責任者の資格」を活かせるところ

毒物又は劇物の製造業、輸入業及び販売業において、毒物や劇物の貯蔵設備の管理や事故時の措置等に当たります。

以下 Q&A です

Q: 薬剤師及び厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了したものに該当する場合、資格を証明するための免許（ライセンス）の申請はどうしたらいいのですか？

A: 毒物劇物取扱責任者には、医師免許証のようなライセンスはありません。また、個人に対して、毒物劇物取扱責任者であるという証明書の発行等もしていません。

Q: 薬剤師または応用化学に関する学課を修了した者は資格を証明する書類等がないのですが、会社等で毒物劇物取扱責任者になる時にはどういう形で資格者であることを証明するのですか。

A: 1. 会社で毒物劇物取扱責任者になることになった。

2. 以下のいずれかに該当しているか確認すること。

(1) 薬剤師

- (2) 応用化学に関する学課を修了した者
- (3) 毒物劇物取扱者試験に合格した者

3. 業許可をしている行政窓口へ申請

この際、必ず〇〇〇製造（輸入）業者の責任者として申請書を提出する。
資格を証明する書類は次のとおり

- (1) 薬剤師… 薬剤師免許証
- (2) 厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者…
卒業証明書又は成績証明書
- (3) 都道府県知事が行う毒物劇物取扱者試験に合格した者… 合格証書

すなわち、本学科の「毒劇必」の科目を修了したという卒業証書・成績証明書をもってして、将来毒物劇物取扱責任者申請が可能となるものです。

- (1) 毒物劇物取扱責任者は厚生労働省令で定める学校で、応用化学に関する学課を修了した者に与えられる資格である。
- (2) 化学に関する授業科目の単位数が、必修科目の単位中 28 単位以上又は 50%以上の学課を有する環境教育学科に在籍し、「毒劇必」の科目を履修する必要がある。
- (3) 「毒劇必」の科目履修者は、応用化学に関する学課を修了した者とみなし、将来会社等で毒物劇物取扱責任者になるには事業許可をしている行政窓口へ申請を行う。その際、卒業証明書又は成績証明書を学生支援課にて発行してもらう。
- (4) 以上の手続きをもって、資格証明がされる。